

一般社団法人 広島県医師会会長 様
一般社団法人 広島県病院協会会長 様

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
 〒730-8511 広島市中区基町 10-52
 新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナウイルス感染症に係る保健所による積極的疫学調査の重点化に伴う患者対応
及び発生届提出時における HER-SYS 入力の徹底等について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
新型コロナウイルス感染症については、7月以降、オミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、連日県内でも2,000人を超える陽性者が発生し、医療機関・保健所業務のひっ迫が懸念されていることから、本県においても国の方針に基づき、別紙1のとおり保健所における積極的疫学調査を全例対象から重点化することとしました。

については、令和4年7月22日付け「新型コロナウイルス感染症患者への対応について」で別途依頼をしていますが、次の3点についても改めて医療機関に徹底していただくよう貴会会員へ周知をお願いします。

なお、各診療・検査医療機関については別途依頼しています。

1 発生届の HER-SYS への入力の徹底（発生届の漏れのない記載を徹底）

令和4年7月22日付け国事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」では、65歳以上及び65歳未満の重症化リスクのある者以外の発生届の項目は10項目のみ届出で可能とされておりますが、本県におきましては、HER-SYS の入力項目から患者重症度やリスクを判断し、重点化して調査する対象を絞り込むこととしています。

については、下表の項目について漏れのない入力及び可能な限り速やかな入力（遅くとも当日中）をお願いします。

また、HER-SYS 未活用の医療機関がございましたら、早期の活用を御検討いただきますようお願いします。事情により HER-SYS 活用が難しい場合は、従来通り、FAX 等での届出について、下表の項目について漏れの無い記載と、可能な限り速やかな発信（遅くとも当日中）をお願いします。

発生届出項目	国事務連絡 (R4.7.22付け)	広島県	備考
陽性者の氏名、フリガナ	●	●	漢字・フリガナ両方必須
性別	●	●	
生年月日	●	●	
当該者の所在地	●	●	居所把握のため、正確に入力
電話番号	●	●	※SMS送信のため、携帯電話優先
診断日	●	●	
検体採取日	●	●	
発症日	●	●	療養期間証明に必要
診断類型	●	●	
ワクチン接種回数	●	●	
重症化のリスク因子となる疾病等の有無※	-	●	リスク 判定に 必要
重症度	-	●	
届出時点の入院の必要性の有無	-	●	
届出時点の入院の有無	-	●	

※重症化リスク因子となる疾病等がある場合に記載し、無い場合は空欄としてください

また、重点調査対象とならなかった患者には、スマートフォンなどを利用したMyHER-SYSへの入力によって健康観察が実施されますので、ショートメッセージ（SMS）送信のため、固定電話番号ではなく、携帯電話番号での登録にご協力下さい。

2 陽性者へのフォローアップ

重症化リスクの低い患者の相談については、かかりつけ医や陽性と診断した医療機関で御対応いただくようお願いします。併せて、陽性診断時、患者に次の事項をお伝えいただくようお願いします。

- ・陽性と診断された場合は、保健所からの連絡を待たず、10日間（無症状者については7日間）療養すること。
- ・体調不良等何かあれば、自院に連絡すること。

3 陽性者向けチラシの配布（診療・検査医療機関のみ）

別紙2「患者への再受診の案内（参考様式）」を患者に配付し、適切な再受診を促していただくようお願いします。

別紙2については、令和4年7月22日付け通知の「新型コロナウイルス感染症患者への対応について」で配付したもの文言を追加・修正等しましたので、こちらを使用してください。（令和4年8月5日改正）

また、この改正に伴い、同通知に添付の「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供マニュアル」のP34～P35については、別紙2と差し替えをお願いします。

担当 感染症事案対策グループ・新型コロナ感染症対策担当
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）・082-513-2844（ダイヤルイン）
(担当者 児玉・永井) (担当者 角田・半田)



令和4年8月1日

各診療・検査医療機関の長 様

広 島 県 健 康 福祉 局 長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナウイルス感染症に係る保健所による積極的疫学調査の重点化に伴う患者対応
及び発生届提出時における HER-SYS 入力の徹底等について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、7月以降、オミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、連日県内でも2,000人を超える陽性者が発生し、医療機関・保健所業務のひつ迫が懸念されていることから、本県においても国の方針に基づき、別紙1のとおり保健所における積極的疫学調査を全例対象から重点化することとしました。

については、令和4年7月22日付け「新型コロナウイルス感染症患者への対応について」で別途依頼をしていますが、次の3点についても改めて医療機関に徹底していただくよう貴院内へ周知をお願いします。

1 発生届の HER-SYS への入力の徹底（発生届の漏れのない記載を徹底）

令和4年7月22日付け国事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」では、65歳以上及び65歳未満の重症化リスクのある者以外の発生届の項目は10項目のみ届出で可能とされておりますが、本県におきましては、HER-SYS の入力項目から患者重症度やリスクを判断し、重点化して調査する対象を絞り込むこととしています。

については、下表の項目について漏れのない入力及び可能な限り速やかな入力（遅くとも当日中）をお願いします。

また、HER-SYS 未活用の医療機関がございましたら、早期の活用を御検討いただきますようお願いします。事情により HER-SYS 活用が難しい場合は、従来通り、FAX 等での届出について、下表の項目について漏れの無い記載と、可能な限り速やかな発信（遅くとも当日中）をお願いします。

発生届出項目	国事務連絡 (R4.7.22付け)	広島県	備考
陽性者の氏名、フリガナ	●	●	漢字・フリガナ両方必須
性別	●	●	
生年月日	●	●	
当該者の所在地	●	●	居所把握のため、正確に入力
電話番号	●	●	※SMS送信のため、携帯電話優先
診断日	●	●	
検体採取日	●	●	
発症日	●	●	療養期間証明に必要
診断類型	●	●	
ワクチン接種回数	●	●	
重症化のリスク因子となる疾病等の有無※	-	●	リスク判定に必要
重症度	-	●	
届出時点の入院の必要性の有無	-	●	
届出時点の入院の有無	-	●	

※重症化リスク因子となる疾病等がある場合に記載し、無い場合は空欄としてください

また、重点調査対象とならなかった患者には、スマートフォンなどを利用したMyHER-SYSへの入力によって健康観察が実施されますので、ショートメッセージ（SMS）送信のため、固定電話番号ではなく、携帯電話番号での登録にご協力下さい。

2 陽性者へのフォローアップ

重症化リスクの低い患者の相談については、かかりつけ医や陽性と診断した医療機関で御対応いただくようお願いします。併せて、陽性診断時、患者に次の事項をお伝えいただくようお願いします。

- ・陽性と診断された場合は、保健所からの連絡を待たず、10日間（無症状者については7日間）療養すること。
- ・体調不良等何かあれば、自院に連絡すること。

3 陽性者向けチラシの配布（診療・検査医療機関のみ）

別紙2「患者への再受診の案内（参考様式）」を患者に配付し、適切な再受診を促していただくようお願いします。

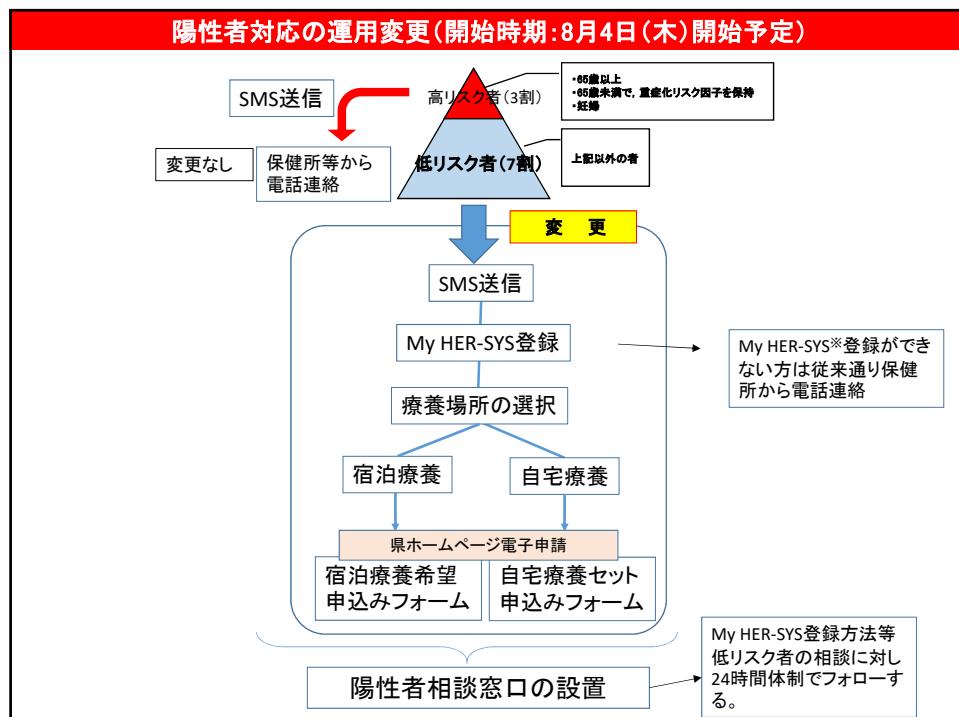
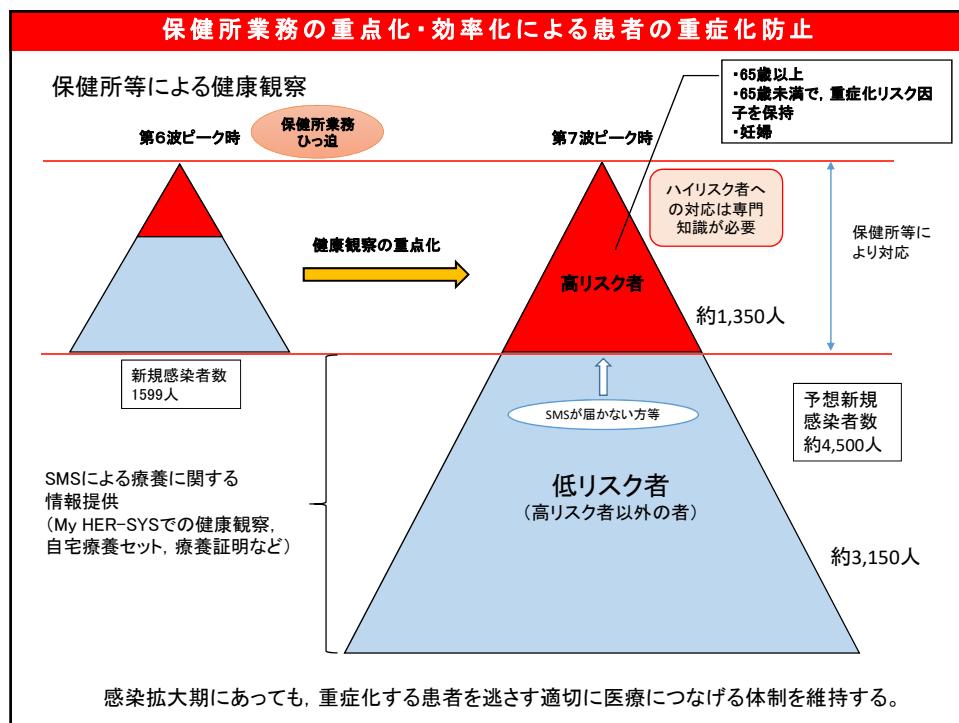
別紙2については、令和4年7月22日付け通知の「新型コロナウイルス感染症患者への対応について」で配付したもの文言を追加・修正等しましたので、こちらを使用してください。（令和4年8月5日改正）

また、この改正に伴い、同通知に添付の「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供マニュアル」のP34～P35については、別紙2と差し替えをお願いします。

別紙3「新型コロナウイルス陽性者の方へ」を新たに作成しましたので、併せて配付をお願いします。

担当 感染症事案対策グループ・新型コロナ感染症対策担当
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）・082-513-2844（ダイヤルイン）
(担当者 児玉・永井) (担当者 角田・半田)

別紙1



【重要なお知らせ】

広島県においては、感染急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫しており、現在、保健所から陽性となった方への連絡に時間を要する状況となっています。このため、保健所から電話またはショートメッセージがあるまで、しばらくお待ちください。発熱や咽頭痛、下痢などの症状が悪化した場合などは、次の順番で医療機関を受診してください。

ただし、急激な呼吸困難や意識障害など緊急時には119番へ救急要請してください。

症状が改善しない方へ**① 症状が改善しない場合や悪化した場合は…**

当院に電話でご相談ください。

医療機関名称

連絡先電話

② 休日等当院に電話がつながらない場合は…

広島県ホームページ掲載の

「新型コロナウイルス感染症に係る電話・オンライン診療実施医療機関リスト」

にあるお近くの医療機関に連絡し、受診してください。

詳しくはこちら



QRコードは
(株)デンソーウェーブの登録商標です。

広島県コロナ 電話診療リスト



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/sinryoukensaichiran.html>

③ それでも、見つからない場合は…

下記の広島県オンライン診療センターに連絡してください。

広島県オンライン診療センター

(8月1日から開設時間を変更しております。)

082-236-1131

月曜日～土曜日 13:30～19:00 (受付：13:00～18:00)

日曜日・祝日 10:30～17:00 (受付：10:00～16:00)

※8月11日～15日は日曜日・祝日の開設時間となります。

・新型コロナウイルス感染症に係る症状にのみ対応

・事前のWEB問診がございます。

スマートフォン等から電話をいただいた後、URLを送信します。Web問診の必要事項を入力していただいた後、順番がきましたら、オンライン診療が開始されます。

・お薬については、患者数の増加等により、翌日のお届けになる場合がありますので、ご了承ください。

○ 新型コロナウイルス治療の費用について

自己負担分(1～3割)は公費負担のため無料。ただし、事業主等負担分(7～9割)は健康保険の適用となりますので、必ず健康保険証(診療時点で有効なもの)をご用意ください。

(ただし、陽性判明以前や療養解除後に受けた医療、新型コロナウイルス感染症に関係のない医療の費用については、対象外となります。また、診療報酬に含まれないオンラインシステム利用料や処方箋・薬の配送費などは、医療機関・薬局によっては自己負担が発生する場合があります。)

【ご自身で必ず行っていただきたいこと】

① 療養期間の確認

療養解除の基準は、発症から10日間かつ症状軽快から72時間経過していることです。無症状の場合は、検査を受けた日から7日経過していることです。

陽性と診断された方は、保健所からの連絡を待たず、症状のある方は発症日から最短10日間、無症状の方は検体採取日から最短7日間は療養してください。

療養期間中は人との接触や外出を避け、ご自宅で健康観察をお願いします。広島県HPで療養期間を計算することができますので、下記URLを検索 または 右下のQRコードを読み取り、ご確認ください。

② 濃厚接触者への連絡

濃厚接触者の方への連絡は、患者様ご本人から直接お願いします。同居の方は濃厚接触者になります。原則5日間の外出自粛と健康観察をお願いします。

詳しくはこちら

上記について、詳しくは広島県HP「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」
でご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-kanja.html>



【保健所からの今後の連絡方法】

これまで保健所から陽性となった方へは、電話連絡しておりましたが、今回の感染急拡大に伴い、保健所の業務がひっ迫しており、次のとおり連絡方法を変更させていただきます。

■呉市・福山市以外の方

	64歳以下の方 (原則重症化リスクのない方)	65歳以上の方・ 重症化リスクの高い方
保健所からの連絡方法	<u>SMS(ショートメッセージ)</u> ※携帯電話番号がない方は、 連絡のつく電話番号にご連絡 いたします。	<u>電話連絡</u> ※感染者が急増している時期は、 ご本人への連絡までに数日を 要する場合があります。

※SMSに療養中の注意点や健康に不安があった場合の健康相談窓口など案内を掲載しておりますので、
必ずご確認をお願いします。

■呉市・福山市の方

	みなさま
保健所からの連絡方法	<u>電話連絡</u> ※感染者が急増している時期は、ご本人への連絡までに数日を要する 場合があります。

新型コロナウイルス陽性者の方へ

感染急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫しており、保健所から陽性となった方への連絡に時間をする状況となっています。
このため、保健所から「電話」または「ショートメッセージ」があるまで、今しばらくお待ちください。

保健所からの連絡方法

65歳以上の方・妊婦・重症化リスクの高い方

医療機関またはPCRセンターから報告された携帯電話番号に、
保健所から「電話」または「SMS(ショートメッセージ)」が届きます。

上記以外の方

感染者が急増している時期は、ご本人への連絡までに数日
を要する場合があります。

SMS(ショートメッセージ)

携帯電話番号がない方は、連絡のつく電話番号にご連絡いたします。

重症化等に応じて、
療養先決定
(自宅療養を含む)

自宅療養



陽性者の療養期間と解除予定日

症状のある方 発症日(0日目)から最短10日間



0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日	自宅療養・外出自粛 家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください								症状軽快後 72 時間 経過することが必要	療養解除	外出可能

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

(例)発症日から9日経過後に症状軽快した場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目
発症日	自宅療養・外出自粛 家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください								症状軽快	自宅療養・外出自粛 症状軽快後 72 時間 経過することが必要	療養解除	外出可能	

無症状の方

検査日(0日目)から最短7日間



0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	自宅療養・外出自粛 家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください							療養解除

※療養期間中に発症した場合は、発症日(0日目)から最短10日間に延長します。

療養期間中の健康観察

広島県ホームページ「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」のページをご覧いただき、My HER-SYSの新規登録と日々の健康状態の入力をお願いします。療養証明書の発行に必要となります。

同居家族・濃厚接触者へのご連絡

同居家族 または 発症日から2日前以降にマスクの着用等の感染対策を講じずに15分以上接触がある方へは、濃厚接触者であることをご自身でお伝えください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接觸日	不要不急の外出自粛			待機解除	外出可能	

無症状の方

最終接觸日から5日間外出の自粛

症状のある方

医療機関を受診

詳しくはこちら



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-kanjya.html>

療養証明書の発行

My HER-SYSからの取得をおおすすめします。

希望される方は、療養期間が終了しましたら、広島県ホームページ「療養証明について」をご覧いただき、お申し込みください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-syugouseigen.html>

詳しくはこちら

